



男女共同参画News

2016.10 No.38

男女がお互いに認め合い、
ともに創り・育てるまちをめざします

発行：鹿屋市 市民課 男女共同参画推進室

～男女共同参画等に関する事業所アンケート調査を実施しました～

鹿屋市では、男女がお互いにその人権を尊重し合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をめざして諸施策に取り組んでおり、その実現には、家庭や地域での取組に加えて、日常生活に密接に関係している「職場」での取組が重要です。

このようなことから、今回、市内事業所における男女共同参画や働きやすい職場づくりへの取組の現状などを把握するため、180事業所にご協力をお願いし、アンケート調査を実施しました(回答:132事業所、回答率:73.3%)。

アンケートの結果について、主なものは以下のとおりです。



○事業所の従業者割合について

- ・従業者(全体)のうち約3割が非正規雇用で、女性従業者に限ると約4割が非正規雇用といった状況です。

○女性の活躍推進について

- ・係長相当職以上に占める女性の割合は25.9%となっています。一方、女性の退職者のうち、勤続10年未満での退職は85%と勤続年数が短く、そのことが管理職等への登用が進まない一要因ともなっています。出産においても育児休業取得等により離職せず、就業を継続できる職場環境づくりが求められています。
- ・女性の活躍推進のための教育・研修や積極的な採用・登用などにより、女性の労働意欲の向上や就業年数の延び、組織の活性化につながっているようです。
- ・仕事と家庭生活等の両立支援のため、長時間労働の縮減や多様な働き方の実現に向けた取組は5割強の事業所で実施されており、2割弱が検討中という状況です。

○男女がともに働きやすい職場環境づくりについて

- ・男性の長時間労働が常態化している事業所が約8%あり、従業員の健康維持や職務能率向上の観点からも、その労働慣行の見直しやノー残業デイの設定等による時間外勤務の縮減に向けた取組が求められています。
- ・育児休業や介護休業制度、産前・産後休暇制度、3歳未満の子どもを養育する従業員に対する短時間勤務制度などは法制化されていますが、実施割合がそれほど高くなく、制度が十分に活用されていない状況です。
- ・働きやすい職場環境づくりに向けて、市や関係機関に望むこととしては「育児・介護の支援や子育て環境の整備・充実」が最も多くなっています。

※アンケート調査結果の詳細については、鹿屋市ホームページでご覧いただけます。

鹿屋市 男女共同参画推進室

検索

鹿屋市男女共同参画審議会を開催しました

9月30日に「平成28年度鹿屋市男女共同参画審議会」を開催し、16名の審議会委員の中から、会長に森克己さん、副会長に齋藤鈴子さんが選任されました。

会では、「男女共同参画及び女性の活躍推進に向けた課題、取組のあり方について」を議題とし、市の各種取組や今年度実施した事業所アンケートの結果について事務局が説明した後、職場・家庭生活・地域において委員が現状をどのように感じているか、どういった部分を更に充実すべきかなど、意見が交わされました。主なものは次のとおりです。

- 長時間労働を見直し、労働時間の弾力的運用や休暇制度等を充実することなど「働き方の改革」が必要。そのためには事業主や従業員が「働き方」への意識を変えることが求められている。
- 子育て中の方が、それぞれに合わせた働き方ができるようにしていくとともに、出産・介護等に伴う離職を減らし就業継続を進めるため、育児休業給付金や介護休業給付金の周知と活用促進が必要
- 性別による固定的役割分担意識は根強く、継続して意識改革が必要

鹿屋市男女共同参画講演会等業務委託

講演「ジェンダーと女性の人権」

講座「DV被害者の支援のあり方について学ぶ講座」 ~開催報告~

10月8日と9日にリナシティかのやで、久留米市男女平等推進センター相談コーディネーターの石本宗子さんをお招きして、講演と講座を行いました。(運営:DV被害者支援の会 アミーチ)

初日の講演では、ジェンダーとはその人の個性や意思には関係なく、「男性だから」「女性だから」といった社会的、文化的につくられた性差であり、そのジェンダーによる不平等によって、女性は家庭や職場、政治・行政の場でさまざまな不利益を被っていることなどについて事例を交えてお話がありました。一人ひとりの人権が尊重され、その能力を發揮できる社会、そして自分らしく生きることができる社会を実現することの必要性について理解を深めることができました。

2日間に渡って行われた講座では、DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害者(相談者)から相談を受けるときは、安全な場所で話を聴くことや、相談員の考えを押しつけず被害者の意思を尊重することなどについて、これまでの相談事例等を交えながら説明していただきました。また、実際に、参加者が、相談者役と相談員役になってワークショップも行い、相談を受ける際の手法を学びました。



11月12日から25日は、 女性に対する暴力をなくす運動期間です

配偶者等からの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許されない行為です。

この運動の取組として、期間中、鹿屋市では、市役所・各総合支所等でパープルリボンツリーを設置し、図書館では関連図書コーナーを設けて啓発活動を実施します。

◆パープルリボンについて

「パープルリボン」は女性に対する暴力根絶運動のシンボルです。紫色のリボンを身に付けたり飾ることで、暴力の元に身を置いている人に勇気を与えることができる、どこでも・誰でも始められる運動です。



パープルリボン
女性に対する暴力をなくす
運動のシンボルマーク

配偶者等からの暴力でお悩みの方は、決して一人で悩まず、以下へ相談しましょう。

相談窓口	相談時間	電話番号
鹿屋市配偶者暴力相談支援センター	月～金 9:00-17:00	0994-31-1171
鹿児島県女性相談センター	月～水・金 8:30-17:00 木 8:30-20:00 日 9:00-15:00	099-222-1467
鹿児島県男女共同参画センター	水～日・祝日 9:00-17:00 火 9:00-20:00	099-221-6630 099-221-6631
性暴力被害者サポートネットワークかごしま ・公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター ・鹿児島県警察（性犯罪被害 110 番） ・鹿児島県（犯罪被害者等支援総合窓口）	火～土 10:00-16:00 月～金 8:30-17:00 月～金 8:30-17:15	099-226-8341 090-206-7867 099-286-2523

※ 緊急の場合は110番へ！！

11月16日(水)

女性のための法律110番

DV、セクハラ、ストーカーなど女性に対する暴力や離婚にまつわる諸問題など、女性の人権に関わる問題について女性の弁護士が電話と面接で相談に応じます。(無料)



日時:11月16日(水)10:00～16:00
(電話相談) TEL:099-221-6631
(面接相談) 場所:かごしま県民交流センター

—予約・問合せ先—
鹿児島県男女共同参画センター相談室
(かごしま県民交流センター内)
TEL:099-221-6630(6631)
9:00～17:00(月曜日は休館)

予約優先です。詳しくは相談室までお問い合わせください。

暴力被害者支援セミナーのお知らせ

～DV・性暴力被害の実態と求められる被害者支援～

DVや性暴力の被害は、深刻化しています。被害者の人権を侵害し、心を深く傷つけ、その後も様々な影響を及ぼします。どんなに親しい間柄でも決して許されるものではありません。

DV・性暴力被害の実態を理解し、どのような被害者支援が求められているのか、専門家のお話を伺います。

日時:11月30日(水) 10:00～12:00

会場:かごしま県民交流センター 大研修室1(東棟3F)

講師:石本宗子さん(久留米市男女平等推進センター相談コーディネーター)

対象:被害者支援に携わる方

定員:100名

受講料:無料

— 申込み・問合せ先 —

かごしま県民交流センター男女共同参画推進課

TEL:099-221-6603/FAX:099-221-6640



男女共同参画社会とは？

私たちがめざす「男女共同参画社会」とは、どのような社会なのでしょう？

内閣府が示すイメージでは、「男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会」としており、その実現に向けては、市民や事業者の皆さんと連携・協力して進める必要があります。

今後も、それぞれの立場から家庭や職場、地域で男女共同参画を推進していただき、市が実施する事業等への参加・協力をお願いします。

男女共同参画社会イメージ

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍
 - 経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境を確保
 - 個人が能力を最大限発揮

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い、協力
 - 家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境の実現
 - 男性の家庭への参画も進み、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画
 - 地域コミュニティの強化
- これら全体の取組により
 - 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

鹿屋市 市民課 男女共同参画推進室

〒893-8501 鹿屋市共栄町 20 番 1 号
TEL : (0994) 43-2111 (内線 3171)
E-mail : danjyo@e-kanoya.net

FAX : (0994) 31-1170
URL : <http://www.e-kanoya.net/htmlbox/danjyo/>